

2018年2月20日

大学評価学会理事会 御中

選考委員会(◎水谷、○井上、西垣、安東)

大学評価学会 田中昌人記念学会賞 審査結果報告

表記「田中昌人記念学会賞」について3件(内2件は同一人物)の推薦があり、慎重に審査した結果、いずれも学会賞に該当すると判断いたしましたので、ご報告申し上げます。

1. 光本 滋 会員

対象業績：

- (1) 光本滋『危機に立つ国立大学』(クロスカルチャー出版、2015年12月25日)
- (2) 光本滋「学校教育法・国立大学法人法改正に伴う『大学ガバナンス改革』」(『現代社会と大学評価』第11号、2015年8月30日、pp.221-234)

受賞理由：

光本滋会員は、専門としている高等教育論において、国内外の高等教育政策の分析や北海道を中心とした実態の分析など、多彩な研究成果をあげられ、理事・幹事として学会に多大な貢献をしてくられている。

対象業績(1)においては、日本の国立大学の現在置かれている状況、その歴史的背景を各種資料の綿密かつ丹念な分析によって説明され、今後の課題とその解決すべき方向性について文字論に基づき端的に展開されており、日本の国立大学政策のこれまでの動向と抱えている課題の概要を網羅した良書である。

大学自治が機能するため条件が整備されないまま、国家による統制が強化され、大学が政府の下請け機関になっているという本書の指摘は、国立大学だけでなく、国公立を問わず大学人が知らなければならない事実を示し、本来の大学自治のあるべき方向を示している本業績は、市民のための学術研究と高等教育を安定的に行い、大学が真に社会にとって必要な存在であるために不可欠な大学自治を勝ち取ろうとする本学会の趣旨を実践する一歩である。これだけでも、受賞に値する優れた業績である。

対象業績(2)は、2014年の学校教育法と国立大学法人法改正について、その狙いから国会審議の過程、法改正後の文部科学省の動きまでの一連の経緯を明らかにしている。この法改正については本学会も危惧声明を出したが、本業績は、法改正の問題点のみならず、国会審議の過程などを丁寧に分析することでその後の文科省の動きが法改正をも逸脱したものであることを実証的に明らかにしている点で優れている。

以上から、学術的にもまた本学会の目的・趣旨からも、田中昌人記念学会賞を授与するに値すると判断した。

2. 村上孝弘会員

対象業績：

「大学図書館の近代化と大学図書館評価の展開 ―大学図書館視察委員制度を中心に―」
『現代社会と大学評価』第12号、pp.70-92. 2016年

受賞理由：

村上孝弘会員は、私立大学職員として勤務するなかで研究活動を続け、大学職員の職務の専門性向上の課題に精力的に取り組んでいる。対象業績では、昭和40年代の大学図書館を対象とした外部評価制度を取り上げたものであり、米国教育使節団報告書をはじめ、文部省、大学基準協会、日本図書館協会等の資料を整理するとともに、視察・評価を受けた側の大学図書館の視察報告等を調査することによって、大学図書館の視察委員制度の全体像を描き出したものである。戦後教育改革の一環として実施された大学図書館視察委員制度は、昭和40年度から10年間当時の大学の約3割に当たる132大学図書館が視察を受けたが、大学図書館関係者による「大学図書館の近代化」と連動したものであったことが本研究によって明らかにされた。大学図書館視察委員制度は、文部省視学委員制度とならぶ大学組織に対する外部委員による外部評価の先例であり、研究資料としても貴重であると評価されている。最後に論考においていくつかの点を指摘しておきたい。「図書館の近代化」により何がもたらされたのか、何が変わったのか、もっといえば、今日の大学図書館にそれらの改革がどのような影響を及ぼしたのか否か、それにより大学関係者・地域住民にどのように影響したかなどの、きわめて重要な課題が問題提起にとどまっていることであり、それらの課題を是非あきらかにしてほしい。

しかしながら、教職協働を掲げ市民に開かれた(市民参加も含む)大学の評価をめざす本学会にとって、職員による優れた学術研究を評価・奨励するという点において、また大学図書館の評価に関わる研究業績として一定の評価ができる論稿であるという点から、田中昌人記念学会賞を授与するに値すると判断した。